

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 7 月 20 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800007号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800003号

## 第1 結論

昭和43年\*月から昭和49年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年\*月から昭和49年12月まで

私は、20歳になった昭和43年\*月\*日にA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、同市役所から3か月毎に送付されてきた納付書で、同市役所B出張所、C郵便局又はD銀行E支店(現在は、F銀行G支店)において、毎月月末までに納付していたはずである。また、私の姉も、私から頼まれて請求期間の国民年金保険料を納付したことを覚えており、請求期間の保険料を納付していたことは間違いない。請求期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿における払出年月日及び請求者の記号番号前後の被保険者に係る国民年金被保険者台帳の手帳交付年月日から、昭和44年3月4日にA市から払い出され、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果においても、請求者に当該記号番号と別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、同市において同年3月頃に初めて行われたと考えられ、その際、請求者が20歳に到達した昭和43年\*月\*日に遡って国民年金被保険者資格を取得していたことが推認されることから、20歳到達日に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求期間当時に請求者が居住していたA市は、請求期間に係る国民年金保険料は、3か月毎に納付することになっていた旨回答しており、毎月月末までに請求期間の保険料を納付していたとする請求者の主張と相違している上、同市では、昭和45年3月までは印紙検認方式により保険料を納付することとされていたが、請求者は、印紙検認方式により保険料を納付したことはなく、当該期間の保険料も同市から送付されてきた納付書により納付していた旨陳

述している。

さらに、請求者に頼まれ、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の姉は、「妹から頼まれ、納付書と現金を預かり、C郵便局で妹の保険料を数回納付したことは覚えているが、それがいつ頃か、また、その保険料が国民年金保険料か国民健康保険料かまでははっきりとは覚えていない。」と陳述しており、保険料納付に関する記憶が明確でなく、具体的な陳述は得られなかった。

加えて、請求者に係るA市の被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者は、A市以外に住民票を移動しておらず、請求期間は\*か月（\*年\*か月）と長期間であるところ、同一市区町村において、これほど長期間にわたり同一人の保険料納付に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、日本年金機構が保管する年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在、住所A市）によると、請求期間は、国民年金保険料は未納と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。